

広島県告示第百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び東部建設事務所三原支所において、平成二十二年三月一日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

大草三原線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市久井町山中野字五ツ岩二〇五七番一地 先から 三原市久井町山中野字取落二二一番一地先ま で	一六・〇〇〇 一一二・〇〇〇	一六・〇〇〇 一一二・〇〇〇 七・〇〇〇 四・二〇〇	二七二・〇〇〇	二七二・〇〇〇 一九〇・〇〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 二九〇・〇〇〇 メートル